

個人情報保護に関する法律等に基づく事務の補助執行の協議について

地方自治法第180条の7の規定に基づき、群馬県教育委員会の権限に属する事務の一部を、下記のとおり補助執行させることについて、群馬県知事あて協議する。

記

1 補助執行事務

個人情報保護に関する法律等に基づく次の事務

- (1) 保有個人情報開示請求書、保有個人情報訂正請求書及び保有個人情報利用停止請求書を受付すること
- (2) 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に対する審査請求書を受付すること
- (3) 個人情報保有事務登録簿を一般の閲覧に供すること
- (4) 個人情報ファイル簿を一般の閲覧に供すること
- (5) 行政機関等匿名加工情報の募集、提案の受付に関する事務を行うこと
- (6) 保有個人情報の管理状況に関する監査を行うこと
- (7) 保有個人情報の適正な取扱いや管理のために必要な教育研修を行うこと
- (8) 個人情報保護委員会規則で定める保有個人情報（特定個人情報を含む）の漏えい等が発生した場合に個人情報保護委員会への報告を行うこと

2 補助執行職員

生活子ども部県民活動支援・広聴課長

3 補助執行の開始期間

令和5年4月1日

4 補助執行事務に要する経費の負担

補助執行事務に要する経費は、知事が負担するものとする。

<参考>

○ 地方自治法

第180条の7 普通地方公共団体の委員会又は委員は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の長と協議して、（略）普通地方公共団体の長の補助機関である職員若しくはその管理に属する行政機関に属する職員をして補助執行させ（略）ることができる。ただし、政令で定める事務については、この限りではない。